

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準の一部を改正する件（平成二十一年四月財務省告示第百十九号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>一　国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準</p> <p>国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。</p> <p>(一)　一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三に掲げる物品を除く。以下「特定原産品」という。）であつて、二年連続して、その輸入額が十億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十%を超えるもの（うち、本邦の産業への影響に関する事情その他の事情を勘案した上で除外する必要性が認められるものとして、次に掲げる条件のいずれにも該当するものは、特恵適用の対象から除外する。）</p> <p>イ　本邦において特定原産品と同種の物品その他用途が直接競合する物品の国内生産の事実が認められること</p> <p>ロ　特惠関税を適用することが当該物品の生産、使用等に関する本邦の産業に与える影響を把握できること</p> <p>(二)　我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国・地域からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特恵の供与を行うことが適切でない品目について、国別・品目別特恵適用除外の対象とする。</p>	<p>一　国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準</p> <p>国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準は以下のとおりとする。</p> <p>(一)　特定の一般特恵対象品目にについて、一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）からの輸入が、二年連続して、以下の基準をいすれも満たす場合、国別・品目別特恵適用除外の対象とする。</p> <p>イ　当該品目について、当該受益国・地域からの輸入額が我が国の総輸入額の五十%を上回ること</p> <p>ロ　当該品目について、当該受益国・地域からの輸入額が十億円を上回ること</p> <p>(二)　同上</p>

(三) ただし、(一)の基準を満たす品目であつても、国内生産の有無その他他の国内産業への影響に関する事情を勘案した上で、除外する必要性が認められないものについては、特惠適用除外を行わない。

(三) 本措置により特惠適用除外となつた品目について、(一)について

は、基準が二年連続して満たされなかつた場合、(二)については、当該機関において特定が解除される等特恵非供与の根拠が解消した場合、当該品目の特恵関税の適用を復活する。

(四) (一)の基準の判定については、各年度において、前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度の前々年までの二暦年の統計による（例えば、平成十九年度においては、平成十七暦年の輸入統計品目表の細分について、平成十六暦年及び十七暦年の貿易統計により判定する）。(三)についても同様に判定する。

(五) 本基準の適用による特惠適用除外を最初に実施する場合は、その施行までに相当な周知期間を設けるよう配意する。

二 (省略)

(四) シーリング対象品目については、(一)の基準を満たす場合であつても、特惠適用除外を行わない。

(五) 同上

(六) (一)の基準の判定については、各年度において、前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度の前々年までの二暦年の統計による（例えば、平成十九年度においては、平成十七暦年の輸入統計品目表の細分について、平成十六暦年及び十七暦年の貿易統計により判定する）。(三)についても同様に判定する。

(七) 同上

二 同上